

# 大分市クリエイティブ産業育成事業 「おおいたデザイン・エイド 2024」に係る企画・運営業務委託仕様書

本仕様は、大分市が実施する大分市クリエイティブ産業育成事業「おおいたデザイン・エイド 2024」に係る企画・運営業務の委託に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が実施しなければならない事項を定めるものである。

## 1. 委託業務名

大分市クリエイティブ産業育成事業「おおいたデザイン・エイド 2024」に係る企画・運営業務委託

## 2. 業務目的

経済のグローバル化や個人の価値観の多様化・高度化による市場競争の激化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル化の推進などに伴う社会・経済構造の大きな変革期を迎える中、中小企業等が持続可能な成長を遂げるためには、様々な分野で従来の枠にとらわれない新しい価値を創造し、より付加価値の高い商品・サービスの開発や、企業のブランド力向上の必要性がこれまで以上に高まっている。

こうしたことから、本市では、第3次大分市商工業振興計画の中で「クリエイティブ産業<sup>\*1</sup>」を成長産業の1つとして定め、クリエイティブ産業の育成を推進している。

2018年度から2020年度は、ビジネスにデザイン思考を取り入れ成功した経営者や第一線で活躍するクリエイターによる講演会並びに本市内中小企業の商品パッケージデザインのリニューアル等を課題にしたコンテストを開催し、デザイン経営<sup>\*2</sup>の普及啓発、クリエイターと企業とのマッチング機会の創出、中小企業等の販路拡大を支援してきた。

2021年度・2022年度は、講演会を講座に変更し、デザイン経営が実践的に学べる場を提供し、中小企業のデザイン経営の導入を支援し、企業のブランド力の向上に寄与した。

2023年度は、中小企業の事業者とクリエイターが共同し、デザイン経営の手法を用いて事業プランを策定するワークショップを開催した。ワークショップの最終回に、参加者による事業プランの発表を行い、優れた事業プランを選定するコンテストを実施した。ワークショップ及びコンテストを通じて、企業およびクリエイターへデザイン経営が実践的に学べる場を提供し、企業のデザイン経営の導入の支援、企業とクリエイターとのマッチング機会の創出、企業の販路拡大の支援、クリエイターの活躍の場の提供に寄与した。

また、大分県内の若手クリエイター及び学生を対象に、大分市の抱える課題をデザインの観点で解決するプランを募集するコンテストを開催し、若手クリエイター及び学生へ学びと挑戦の場を提供した。

2024年度は、これまでの実績を踏まえた上で、中小企業の事業者とクリエイターを対象にデザ

イン経営が実践的に学べるプログラムの実施と、クリエイター及び学生を対象としたコンテストを開催することで、クリエイティブ産業の裾野の拡大、市内クリエイターの育成、クリエイターの発想や技術を活用した中小企業等の販路拡大を図る。

※1 「クリエイティブ産業」とは、従来の枠組みにとらわれない視点でクリエイティブの力により新しい価値を創造していく産業といわれ、映画、ゲーム、アニメなどのコンテンツ産業に加え、ファッション、伝統工芸、アート、デザイン、建築設計、さらに、文化観光などがこれにあたる。

※2 「デザイン経営」とは、デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する経営である。(出典：経済産業省・特許庁「デザイン経営」宣言)

### 3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4. 業務内容

#### (1) 「デザイン経営の手法を活用した事業化実践プログラム」の実施

自社事業や商品等に課題を抱えている、自社のブランディングを行いたい、新規事業を考えている企業等及びデザイン経営について学びたい、企業と協働し、リブランディング等を経験したいクリエイター等を対象に、企業とクリエイターが協働し、「デザイン経営」の手法を実践的に学ぶプログラムを実施する。本プログラムは、クリエイターの育成や企業の事業や商品等の課題解決、ブランディングの成功、新規事業の構築等を成果目標とする。

なお、プログラム終了後は企業の販路拡大支援および他の市内事業者にも本プログラムの成果を広く波及させる取組を実施する。

#### 【スケジュール(案)】

7月	プログラム参加者の募集
8月～1月	プログラムの開催
2月～3月	企業の販路拡大の支援

#### ① 開催日時の設定、会場の選定、手配、調整

適当な日時を設定し、会場を選定する。なお、会場の使用料は委託料に含むものとする。

ただし、J:COM ホルトホール大分、コンパルホールを利用する場合は、施設使用料、設備器具等利用料金は、大分市の負担とする。(※大分市負担する範囲は、施設管理者より減免許可が得られた範囲内に限る。)

## ② 企画立案

### (ア) 企画内容の提案、決定

提案を受け、本市担当課と協議した上で、企画内容を決定する。

### (イ) 講師の選定、依頼、調整

講師は、参加者に効果的に伝えることができる人物を想定し、本市担当課と協議した上で、講師を選定する。なお、講師謝金、旅費等は委託料に含むものとする。

### (ウ) 当日のプログラムの企画、シナリオ、運営する上で必要な要領等の作成

## ③ 参加企業等の募集・周知

参加企業等の募集に必要な要領、応募用紙等の様式を作成し、本市と事前協議の上で決定する。また、広報媒体の制作、周知を行う。

## (2) クリエイター及び学生を対象としたコンテストの開催

サービス化やデジタル化変革の進むグローバル市場での産業発展のためには、人間中心の観点で新たな体験や価値を創出するデザインのアプローチや人材が必要となる。以上のことから、クリエイター及び学生を対象としたコンテストを開催し、クリエイターの育成、クリエイティブ産業の裾野の拡大を図る。コンテストにより完成した作品は、商品化や実現化に向けた支援を実施し、作品の利用による効果を図る。

### 【スケジュール (案)】

6月～7月	課題の設定
8月～12月	課題解決案の募集期間
1月	審査、表彰式の開催
2～3月	作品の商品化や実現化に向けた支援

## ① 企画立案

### (ア) 企画内容の提案、決定

提案を受け、本市担当課と協議した上で、企画内容を決定する。

なお、コンテストの賞金については、総額100万円を上限とし、委託金額に含むものとする。

### (イ) 審査員の選定、依頼、調整

目的に沿った審査員を選定し、本市担当課と協議した上で、審査員を選定する。

なお、審査員謝金、旅費等は委託料に含むものとする。

### (ウ) 当日のプログラムの企画、シナリオ、運営する上で必要な要領等の作成

## ② 参加者の募集・周知

参加者の募集に必要な要領、応募用紙等の様式を作成し、本市と事前協議の上で決定する。また、広報媒体の制作、周知を行う。

### (3) 過去おおいたデザイン・エイド参加者への販路拡大支援

過去おおいたデザイン・エイド参加者へ販路拡大につながる効果的な支援を実施する。

(例) グルメショーや FOOD STYLE、大日本市等の見本市へ出展

### (4) 共通事項

#### ① 本事業専用の特設ホームページの作成及び情報発信

請負事業者は、本事業の状況発信などを行う事を目的として、WEB 上に特設ページを作成し情報発信を行うこと。

#### ② 運営について

- ・事前準備や司会、総合調整のための必要な人員を必ず配置し、請負事業者にて最後まで滞りなく行うこと。また、当日の実施内容や議事進行、詳細等について、本市担当課と打合せを行い決定するとともに、当日のシナリオを作成しておくこと。
- ・当日使用する会場について確認を行った上で、事前調整を含め手配すること。
- ・報告媒体用に撮影等を行うこと。その際、参加者には事前に撮影にあたっての許可や、報告書への掲載許可を得ること。

#### ③ 本事業の名称は「おおいたデザイン・エイド 2024」とし、ロゴマークは市が指定したものを使用すること。

#### ④ 権利関係について

参加企業およびクリエイター等に都度ヒアリングを実施し確認すること。

#### ⑤ その他

当該業務の実施にあたり必要となること。

## 5. 業務の進め方

受託者は、委託業務の円滑な遂行を図るため、大分市と適宜必要な打ち合わせ協議・調整を行うこととする。

## 6. 委託業務実績報告書等の提出

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書を作成し、契約期間内に提出（紙媒体 | 部、電子データ | 式）するものとする。

## 7. 成果物の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて大分市に帰属するものとし、受託者は大分市の承諾なく他に公表、貸与または使用させてはならない。成果物に係る著作権は、大分市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に大分市の書面による同意を得た場合

は、この限りではない。

## 8. 再委託の禁止

業務について一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、大分市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

## 9. 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後または解除後も同様とする。

## 10. 損害の賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意または過失により、大分市または第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

## 11. 委託料の支払

原則として、委託業務が完了し委託業務実績報告書の提出を受けた後、適法な請求を受けた日から30日以内に、委託料を支払う。但し、業務遂行上の都合等により、必要に応じて受託者と大分市の協議の上、支払時期等を決定することができる。

## 12. その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。なお、本業務委託契約が終了した後についても、同様とする。
- (3) 業務の実施にあたっては、大分市と十分協議を行うとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議すること。
- (5) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、本市と協議のうえ、対応すること。